## 第3章 計画の推進

環境基本計画の基本目標を実現するためには，この計画が着実かつ効果的に実施されるよう な仕組みや体制を整備するとともに，計画の進行管理を適切に行い，実効性を確保することが重要です。

このため，県の体制や，すべての主体の参加を促進するための体制を整備し，適切な進行管理等を行い，計画の推進を図ります。

## 1 推進体制

## 県の推進体制

この計画で示した環境の保全に関する施策の総合的，効果的な推進等のため，各部局の関係課からなる「環境管理委員会」を設置し，実施状況の把握•評価，情報交換，連携，調整等を行います。また，各個別計画の庁内推進組織との連携も図るほか，重要な課題等 については幹部連絡会で協議，調整を行います。

## すべての主体の参加と連携•協働

この計画を推進するためには，県民，事業者，NP0 等，市町村，県のすべての主体が共通の認識のもとで，本計画で示した「各主体の役割（第1章参照）」や「私たちのできる こと（第2章参照）」を参考に，それぞれの役割を果たしながら，お互いに連携•協働し ていくことが重要です。

このため，県は，市町村の協力を得て各主体によるネットワークを構築し，広く計画内容の普及及び啓発，本県の環境に関する情報の発信を行うとともに，各主体の環境保全の取組の活性化を図るための支援，県と各主体が環境に関して情報の共有や意見交換を行う機会の拡充を図るなど，連携•協働を進めます。

また，広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については，国や他の地方公共団体との連携や国際的な連携を図ります。

## 推進体制，進行管理体制イメージ図



## 2 進行管理

県は，この計画に掲げた基本目標の実現のためには，施策および事業の成果について把握•評価し，継続的に見直しを図っていく事が必要です。

このため，施策や事業の進行管理については，行政評価システムなど既存のシステムの活用も図りながら，第2章で施策ごとに掲げた環境指標により毎年度の進渉状況を把握 し，必要な改善を行います。

また，島根県環境審議会に報告するとともに評価，意見を求め，取組の改善を図ります。
さらに，ホームページや環境白書等により県民を始め各主体へ公表し，意見を求め計画 の推進に反映させます。


## 3 計画の見直し

この計画は，平成 32 年度（2020 年度）までを計画期間としていますが，この間の社会経済情勢の変化や環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため，必要に応 じて計画の見直しを行います。

